

菊川市小口特別資金利子補給制度概要について

(建設経済部商工観光課)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内小規模事業者の経営安定を図るため、菊川市小口特別資金利子補給制度にのっとり、必要な資金を融資した取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付する。

2 利子補給金の交付対象者

菊川市小口特別資金利子補給制度にのっとり、必要な資金を融資した取扱金融機関

3 小口特別資金利子補給金制度に係る融資対象者の条件等

(1) 対象者

以下①から④のいずれにも該当する小規模事業者

なお、「小規模事業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるものであって、次のアからエのいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が 30 人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については 10 人）以下であること

イ 事業に従事する組合員が 30 人以下の企業組合

ウ 常時使用する従業員の数が 30 人以下の協業組合

エ 常時使用する従業員の数が 30 人以下の医業を主たる事業とする法人

① 市内に店舗、工場又は事務所を有し、本制度に係る融資の申込日以前 1 年以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること。

② 本制度に係る融資の申込日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く）を完納していること。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による影響を受け経営の安定に支障を生じ、令和 2 年 1 月以降のいずれか 1 か月の売上高が前年の同期と比較して 5%以上減少又は申込日の属する月の 前月の売上高が前々月の売上と比較して 5%以上減少していること。

④ 静岡県信用保証協会の信用保証対象資格があること。

(2) 資金使途

事業資金（設備資金及び運転資金）に限る。

(3) 融資限度額

1 事業者につき、700 万円を限度とする。

(4) 基準金利

2. 08%

(5) 利子補給率

2. 08%（市長の定める率による）

(6) 融資利率

0. 00%

(7) 融資期間

5 年（60 月）以内

(8) 償還方法

原則として元金均等月賦償還とする。

(9) 信用保証及び保証料（率）

信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率とする。

(10) 申請期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

4 利子補給金交付手続

(1) 融資を受ける場合

【事業者】

↓ 融資の申込み

【取扱金融機関】

↓ 小口特別資金申込書等の提出

【市】 審査

↓ （取扱金融機関を経由して）信用保証協会へ申込書類を送付

【信用保証協会】 保証承諾の可否（審査）

↓ 融資のあっせん

【取扱金融機関】

↓ 融資の実行

【事業者】

(2) 利子補給を受ける場合

【取扱金融機関】

↓ 利子補給金交付申請書等の提出

【市】 審査

↓ 交付決定の通知

【取扱金融機関】

↓ 利子補給金請求書の提出

【市】

↓ 利子補給金の支払い【上半期 9 月下旬 下半期 3 月下旬】

【取扱金融機関】

5 必要書類

(1) 融資を受ける場合

- ・ 菊川市小口特別資金申込書
- ・ 売上減少状況等報告書
- ・ 信用保証協会へ提出する書類一式
- ・ 菊川市で事業を1年以上継続して営んでいることを証明する書類

(2) 利子補給を受ける場合

- ・ 菊川市小口特別資金利子補給金交付申請書
- ・ 菊川市小口特別資金利子補給金計算内訳書
- ・ 請求書